

記入例

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業

登録の更新

申請書

更新申請の場合は記入してください。

申請内容に該当しない事項は取り消し線を引いてください

名古屋市長 様

※登録番号 20641123456
※登録年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年〇〇月〇〇日

住所、氏名は登記事項証明書（法人）または住民票（個人）の記載どおりに記入してください。

郵便番号、電話番号も忘れないようにしてください。個人の方は屋号が使用できます。

（郵便番号） 460-8508

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏 名 株式会社 名古屋市役所

代表取締役 名古屋 一郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-972-2391

代理人による申請の場合、欄外に申請代理人を追記してください。なお、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

書類を添

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役職名
なごや いちろう 名古屋 一郎 なごや じろう 名古屋 二郎 なごや さぶろう 名古屋 三郎	代表取締役 取締役 監査役

ふりがなも記入してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	該当なし
住 所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	該当なし	
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	
	電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

名古屋市内で廃自動車からフロン類を回収する事業所について記入してください。当該事業所が本社と同じ場合であっても記入して下さい。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 名古屋市役所
所在地	(郵便番号) 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号 052-972-2392

回収しようとするフロン類の種類	
C F C	☐
H F C	☐

該当する項目に○（まる）を記入して下さい。

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	1 台	台

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 1 4 号様式

誓 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 名古屋市長

住所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

氏名 株式会社 名古屋市役所

代表取締役 名古屋 一郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所、氏名は登記事項証明書(法人)または住民票(個人)の記載どおりに記入してください。

を誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 1 3 年法律第 6 4 号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 8 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 3 条第 1 項の登録を受けた者(以下「フロン類回収業者」という。)で法人であるものが使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 8 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 8 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が上記 1 から 5 までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに上記 1 から 5 までのいずれかに該当する者があるもの

名古屋市内に使用済自動車からフロン類の回収を行う事業所が複数ある場合に使用してください。

事業所の名称及び所在地			
名 称	株式会社 名古屋市役所 北工場		
所在地	(郵便番号) 462-0861 名古屋市北区辻本通1丁目39番地 電話番号 052-981-0421		
回収しようとするフロン類の種類			
C F C	○		
H F C			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
C F C 用	台	2台	
H F C 用	台	台	
C F C、H F C 兼用	台	台	
事業所の名称及び所在地			
名 称	株式会社 名古屋市役所 南工場		
所在地	(郵便番号) 457-0823 名古屋市南区元塩町6丁目8番地の6 電話番号 052-614-6220		
回収しようとするフロン類の種類			
C F C			
H F C	○		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
C F C 用	台	台	
H F C 用	3台	台	
C F C、H F C 兼用	台	台	
事業所の名称及び所在地			
名 称	株式会社 名古屋市役所 東整備工場		
所在地	(郵便番号) 461-0032 名古屋市東区出来町3丁目16番16号 電話番号 052-723-5311		
回収しようとするフロン類の種類			
C F C	○		
H F C	○		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
C F C 用	1台	台	
H F C 用	台	1台	
C F C、H F C 兼用	台	台	